

## 第666回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 9月 10日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1)総合運転試験（通関関係書類の電磁的記録による提出）の実施について

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

(2)電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

(3)関税率表解説及び分類例規の一部改正について

業務部 古賀 首席関税鑑査官

(4)不備のある原産地証明書等の取扱いについて

業務部 柿原 原産地調査官

(5)平成25年上半期 横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況について

業務部 強矢 知的財産調査官

#### 4、その他・連絡事項等

・加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化に係る Q&A 及び電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧の税関 HP 掲載について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

**開催予定日 平成25年 10月 4日（金） 12:00～**

**開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室**

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra\_yokohama@kanzei.or.jp

関係各位

総合運転試験（通関関係書類の電磁的記録による提出）の実施について  
（協力依頼）

平素より税関行政につきましては、多大なるご理解・ご協力を賜り感謝いたします。

さて、本年 10 月 13 日より開始される通関関係書類の電磁的記録による提出に先立ちまして、本年 9 月 9 日（月）から同月 18 日（水）までの間、総合運転試験を実施します。通関関係書類の電磁的記録による提出の運用開始前の最後の試験となっております。以下の方法により輸出入申告及び添付登録業務を行うことが可能ですので、円滑な導入のために積極的に参加していただきますようお願いいたします。

1. スケジュール

総合運転試験のスケジュールは、下表のとおりです。

実施日	9/9(月)	9/10(火)	9/11(水)	9/12(木)	9/13(金)	9/17(火)	9/18(水)
輸出入申告等の実施時間	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00
税関の審査終了	実施 しない	実施 しない	13:00 ～ 14:00	13:00 ～ 14:00	実施 しない	実施 しない	実施 しない

9 月 11 日（水）及び 9 月 12 日（木）は、税関による審査終了（注）も行いますので、審査終了後の仕様の確認等を行うことが可能となっております。

（注）9 月 11 日（水）は、9 月 11 日の午前（9:00～12:00）に行われた申告等について、審査終了を行います。また、9 月 12 日（木）は、9 月 11 日の午後から 9 月 12 日の午前（9:00～12:00）に行われた申告等について審査終了を行います。

2. 輸出入申告の方法

（1）擬似データの使用による申告

NACCSセンターが用意した疑似データ（NACCSセンターが利用者コード 5 桁に対して設定している疑似データ、または NACCSセンターから配付された疑似データ）と総合運転試験用パッケージソフトウェアを使用して申告等を行い、業務処理の確認を行ってください。

（2）自社データの使用による申告

過去に取り扱った実績データ等の自社データと、総合運転試験用パッケージソフトウェアを使用して申告を行うことも可能となっております。ただし、申告後に区分 1 Y 及び区分 2 にならない場合は、後続の添付登録業務を行うことができませんので、自社データを使用する場合であっても予め設定された疑似輸出入者コード（P002A2220000）を必ず使用してください。

申告添付業務総合運転試験に関する問合せ先：  
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
システム部システム総括課  
TEL 03-5460-0902

横浜税関の問合せ先：  
横浜税関業務部通関総括第 1 部門  
TEL 045-212-6150

各 位

### 電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところです。

この内、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、平成 24 年 10 月 30 日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており（参考）、当該調査が終了する日までの間、これら 3 か国を原産国とする電解二酸化マンガンを入力する際には、引き続き不当廉売関税が課されることとなります。

また、オーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、不当廉売関税を課する期間が、本年 8 月 31 日をもって満了する予定となっています。

したがって、本年 9 月 1 日以降に輸入申告される電解二酸化マンガンへの不当廉売関税の課税については、下記のとおりとなる予定ですので、お知らせします。

### 記

#### 1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

#### 2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

#### 3. 税率

スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

#### 4. 期間

調査終了まで

#### 問合せ先

業務部通関総括第 1 部門（手続関係）	TEL045-212-6150
業務部原産地調査官（原産地認定関係）	TEL045-212-6174
業務部通関総括第 3 部門（法令解釈関係）	TEL045-212-6153

各 位

玉軸受等に対して課する報復関税について

アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とする円すいころ軸受については、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成 17 年政令第 289 号）」に基づき報復関税が課されているところですが、「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 238 号）」が公布され（平成 25 年 8 月 20 日・対象品目及び税率を変更）、平成 25 年 9 月 1 日より施行されることとなりました。

対象品目の変更に伴い、政令の題名が「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」に変更され、また、本年 8 月 31 日までの適用期限が平成 26 年 8 月 31 日まで 1 年延長されましたのでお知らせいたします。

1. 対象貨物

品名	銘柄、型式及び特徴
ステンレス鋼の棒	熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工したものの以外のもので、輸入統計品目表 7222.11-000 に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したものの以外のもので、輸入統計品目表 7222.20-000 に分類されるもの
ステンレス鋼の棒	輸入統計品目表 7222.30-000 に分類されるもの
鉄鋼製の管及び中空の形材	継目なしのもので、鑄鉄製のもの以外のもので、輸入統計品目表 7304.59-020 に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表 8482.10-000 に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表 8482.20-000 に分類されるもの
針状ころ軸受	輸入統計品目表 8482.40-000 に分類されるもの
円筒ころ軸受	輸入統計品目表 8482.50-000 に分類されるもの
その他のころ軸受	輸入統計品目表 8482.80-000 に分類されるもの
玉軸受及びころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ）	輸入統計品目表 8482.91-000 に分類されるもの
玉軸受又はころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ以外のもの）	輸入統計品目表 8482.99-000 に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用のもので、輸入統計品目表 8483.30-010 に分類されるもの
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	自動車用以外のもので、輸入統計品目表 8483.30-090 に分類されるもの

2. 税率

17.4%

問合せ先

業務部通関総括第 1 部門（手続関係）	TEL 045-212-6150
業務部通関総括第 3 部門（法令解釈関係）	TEL 045-212-6153
業務部原産地調査官（原産地認定関係）	TEL 045-212-6174

平成 25 年 8 月

加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化  
に係る質問及び回答

(適用開始日)

Q 1. 関税暫定措置法第 8 条に規定する加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化（以下「暫 8 簡素化」といいます。）は、いつから適用を受けることができますか。

A 1. 暫 8 簡素化措置は、平成 25 年 9 月 1 日（日）以降に、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告において適用を受けることができます。

(従前の減税手続による輸入申告)

Q 2. 平成 25 年 9 月 1 日（日）以降であっても、暫 8 簡素化の適用を受けるとなく従前の減税手続により加工再輸入減税制度を利用して輸入申告を行うことができますか。

A 2. 平成 25 年 9 月 1 日（日）以降であっても、暫 8 簡素化の適用を受けるとなく従前の減税手続により加工再輸入減税制度を利用して輸入申告を行うことができます。

(輸出原材料の輸出実績等の管理方法)

Q 3. 暫 8 簡素化の適用を受けるために必要な輸出原材料の使用実績等や税関への提出又は提示を省略した書類の適切な管理方法を具体的に教えてください。

A 3. 暫 8 簡素化の適用を受けるための適切な管理については、輸出原材料や製品の種類等の実情に応じて、輸出原材料の使用実績等の管理や税関への提出又は提示を省略した書類の保管を適切に行っていただくことをいい、具体的な管理方法については、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に委ねることとしております。

(附属書の作成)

Q 4. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への附属書（税関様式 P 第 7710 号）の提出を省略したときであっても、税関様式である附属書を使用して輸出原材料の使用実績等を管理する必要がありますか。

A 4. 製品の輸入時において、暫 8 簡素化の適用を受けて税関への附属書の提出を省略する場合には、税関様式である附属書を作成して輸出原材料の使用実績等を管理する必要はありません。

ただし、AEO 輸入者又は AEO 通関業者において、その実情に応じた方法により輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行う必要があります。

なお、附属書を作成する方法により輸出原材料の使用実績等の管理を行うこともできます。

(輸出原材料の使用実績等の管理を行う者)

Q 5. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合は、AEO 通関業者が輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要がありますか。

A 5. 製品の輸入申告を暫 8 簡素化の適用を受けて行う場合、AEO 輸入者又は AEO 通関業者の実情に応じた方法により輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行う必要がありますが、この管理については、必ずしも AEO 通関業者が行う必要はありません。

(製品を分割輸入する場合の輸出原材料の輸出実績等の管理)

Q 6. 製品を複数回に分割して輸入する場合において暫 8 簡素化の適用を受けるためには、1 回目の輸入申告から最後の輸入申告が完了するまでの間、一の AEO 通関業者が一元的に輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要がありますか。

A 6. 製品を複数回に分割して輸入する場合において、暫 8 簡素化の適用を受けるために一の AEO 通関業者が一元的に輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要はありません。

(納税申告)

Q 7. 製品の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合は、暫 8 簡素化の適用を受けることができますか。

A 7. 製品の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合であっても、暫 8 簡素化の適用を受けることができます。

(税関への書類の提出又は提示)

Q 8. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した書類について税関への提出又は提示が必要になることがありますか。

A 8. 税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した書類について、税関から提出又は提示を求められた場合は、当該書類又はこれに替えて使用実績等を管理している書類の提出又は提示をお願いします。

(一部の書類の提出又は提示の省略)

Q 9. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合において、提出又は提示の省略が可能な確認申告書（交付用）や附属書等の書類のうち一部の書類についてのみ、税関への提出又は提示を省略することができますか。

A 9. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合においては、提出又は提示の省略することができる書類のうち一部の書類のみ、税関への提出又は提示を省略することができます。

例えば、確認申告書（交付用）及び生地見本等の税関への提示のみを省略した上で、それ以外の附属書その他の減税手続に係る書類を従前どおり税関に提出することができます。

(減税明細書の取扱い)

Q 10. 「加工・修繕・組立製品減税明細書」（T-1060）の取扱いについて、暫 8 簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A 10. 「加工・修繕・組立製品減税明細書」の取扱いについて、暫 8 簡素化の実施に伴う変更はありません。

(個別評価申告書の添付書類)

Q11. 減税対象外である海外で調達した副資材等を一部使用して製造した製品について暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合でも、一覧表のみを個別評価申告書の添付書類とすることができますか。

A11. 海外で調達した副資材等を一部使用して製造した製品について暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合でも、一覧表のみを個別評価申告書の添付書類とすることができます。その際には、輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等に加えて、海外で調達した副資材等に係る額を一覧表に記載する必要があります。

(事後審査)

Q12. 暫8簡素化の実施により、一の附属書及び確認申告書(交付用)に係る製品を同一の時期に複数の港で輸入する場合における附属書等の写しの提出に係る事後審査の取扱いに変更はありますか。

A12. 暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、附属書及び確認申告書(交付用)の提出を省略したときは、附属書等の写しの提出に係る事後審査の対象にはなりません。

(製品の分割輸入に係る取扱い)

Q13. 製品を複数回に分割して輸入する場合で、AEO通関業者が暫8簡素化の適用を受けて1回目の輸入申告を行った後、AEO通関業者以外の通関業者がAEO輸入者以外の輸入者から委託を受けて2回目の輸入申告を行うときに、暫8簡素化の適用を受けることができますか。

A13. AEO通関業者以外の通関業者がAEO輸入者以外の輸入者から委託を受けて輸入申告を行う場合は、製品を複数回に分割して輸入するときであっても暫8簡素化の適用を受けることができません。

この場合、AEO通関業者以外の通関業者が2回目の輸入申告の際に税関に提出する附属書については、暫8簡素化の適用を受けて行った1回目の輸入申告に係る輸出原材料の使用実績等の管理資料を添付する形で作成することができます。また、この場合、2回目の輸入申告に係る製品の附属書のみを税関に提出することができます。

なお、2回目以降の輸入申告において暫8簡素化の適用を受けることができないことが予想される場合は、従前どおり1回目の輸入時に附属書を税関に提出して確認を受けることができます。



(書類の保存)

Q14. 暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への提出を省略した個別評価申告書の添付書類等の書類は保存しておく必要がありますか。

A14. 暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への提出を省略した個別評価申告書の添付書類等の書類は、保存義務の対象となります。  
なお、この場合における保存義務の対象者は輸入者となります。

(輸出申告における減税手続等)

Q15. 輸出原材料の輸出が完了していない場合の事後審査、輸出後に染色等の加工が伴う生地に係る加工後の生地見本の税関への提出又は輸出原材料の輸出に係る契約の内容に変更があった場合の確認申告書の訂正に関する各取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A15. 輸出原材料の輸出が完了していない場合の事後審査、輸出後に染色等の加工が伴う生地に係る加工後の生地見本の税関への提出又は輸出原材料の輸出に係る契約の内容に変更があった場合の確認申告書に関するそれぞれの取扱いについては、暫8簡素化の実施に伴う変更はありません。  
なお、輸出原材料の輸出が完了していない場合であっても、暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行うことができます。

(更正の請求)

Q16. 減税額の計算誤りが判明した場合における更正の請求の取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A16. 減税額の計算誤りが判明した場合における更正の請求の取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更はありません。

(事前連絡)

Q17. AEO 輸入者又は AEO 通関業者が暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要がありますか。

また、AEO 通関業者が暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談する必要がありますか。

A17. 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要はありません。

なお、暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行うためには、輸出原材料の輸出実績等や確認申告書（交付用）等の管理を適切に行う必要がありますので、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談していただくことをお勧めします。

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の改正（平成 25 年 10 月 13 日施行）に伴い、減免戻し税関係手続のうち、以下の条項に該当する手続に係る書類については、PDF 等の電磁的記録により提出することが可能となります。

関税等の減免戻しに係る根拠法令		備 考
関税定率法第 10 条第 1 項 (変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)		
関税定率法第 11 条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)		輸入手続のみ対象
関税定率法第 12 条 (生活関連物資の減税又は免税)		
関税定率法第 13 条 (製造用原料品の減税又は免税)		
関税定率法第 14 条 (無条件免税)	第 1 号	天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
	第 2 号	本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族又はこれらの者の随員に属する物品
	第 3 号	外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金等から本邦に居住する者に贈与される勲章、賞牌その他これらに準ずる表彰品及び記章
	第 3 号の 2	国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によって製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品
	第 3 号の 3	博覧会等への参加国が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの
	第 4 号	記録文書その他の書類

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令			備 考
関税定率法第 14 条 (無条件免税)	第 6 号	注文の取集めのための見本	
	第 6 号の 2	本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベル	
	第 9 号	本邦の在外公館から送還された公用品	
	第 13 号	遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品	
	第 16 号	身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品	
	第 17 号	ニュース映画用のフィルム及びニュース用のテープ	
	第 18 号	課税価格の合計額が一万円以下の物品	※ ただし、定率令第 16 条の 4 の規定(米の免税の手続き)に基づく減免戻し税関係手続(「米穀の輸入に関する届出書(個人用として輸入する場合)」の写し)については、電磁的記録による提出はできません。
関税定率法第 14 条の 3 (外国で採捕された水産物等の減税又は免税)			
関税定率法第 15 条 第 1 項 (特定用途免税)	第 1 号	国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所等において使用する学術研究用品若しくは教育用のフィルム、スライド等	
	第 5 号の 2	博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する物品	
	第 8 号	航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品	

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令			備 考
関税定率法第 15 条 第 1 項 (特定用途免税)	第 10 号	条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物	
関税暫定措置法第 4 条 (航空機部分品等の免税)			

改正の概要（平成25年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 15.09 項	オリーブ油	試験技術の進歩を反映させ、バージンオリーブ油はCodex 規格により確認できるものとして、記載を更新。
第 17.04 項	天然はちみつをもととした砂糖菓子	第17.04項には、天然はちみつをもととした砂糖菓子（例えば、ハルヴァ）が含まれる旨を明確化。
第 20.08 項	天然はちみつをもととした砂糖菓子	第20.08項には、天然はちみつをもととした砂糖菓子（例えば、ハルヴァ）は含まれない旨を明確化。
第 28.17 項	酸化亜鉛	技術進歩に伴う、酸化亜鉛の製法（間接法、直接法及び湿式法）等の記載を更新。
第 29.22 項	酸素官能のアミノ化合物	第2922.11号から第2922.50号の解説について、より明確に例示の記載位置を修正。
第 29.42 項	麻薬及び向精神薬の前駆物質	種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表に、前駆物質を追加。
第 48 類	紙製品	第48.16項から第48.23項までの紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブの形状については、シート状のものが含まれることを記載。
第 71.13 項	身辺用細貨類及びその部分品	除外規定に係る記載を適正に修正。

改正の概要（平成25年9月1日適用）

分類例規第一部（国際分類例規）

平成25年9月10日  
本関地区通関協議会資料  
業務部首席関税鑑査官

HS 番号	品 目	概 要
第 3808.91 号	犬用の首輪	殺虫剤及びダニ駆除剤を含ませたプラスチック製の犬用の首輪につき、殺虫剤の製品として第3808.91号に分類（通則1及び6）。
第 3924.90 号	プラスチック製の飲料用ボトル及び容器	自転車に使用するように設計されたプラスチック製の飲料用ボトル及び容器につき、プラスチック製の家庭用品として第3924.90号に分類（通則1及び6）。
第 6907.90 号	テラコッタ製のクラディング部材	構造物に固定した金属形材に取り付けられる、テラコッタ製のクラディング部材につき、陶磁製の壁用のタイルとして第6907.90号に分類（通則1及び6）。
第 7019.39 号	断熱又は防音に適するガラス繊維製品	ロール状のガラス繊維製品で、傷つけることなく基本となる糸（繊維）を分離できないものにつき、マットに類する織ってない製品として第7019.39号に分類（通則1及び6）。
第 7321.89 号	火おこし器	炭への着火及び加熱を容易にする鋼製の火おこし器につき、固体燃料用の調理用加熱器に類する物品として第7321.89号に分類（通則1及び6）。
第 7326.90 号	連結環	巻上げ用のアセンブリに用いる鋼製の連結環につき、その他の鉄鋼製品として第7326.90号に分類（通則1及び6）。
第 8205.51 号	果実及び野菜用の皮むき器	プラスチック製の柄及び卑金属製の刃から成る皮むき器につき、家庭用のその他の手道具又は手工具として第8205.51号に分類（通則1及び6）。
第 8426.41 号	自走式の移動クレーン	クレーン及び運転室を有する、自走式の移動クレーンにつき、自走式のその他の機械（タイヤ付きのもの）として第8426.41号に分類（通則1及び6）。
第 8471.30 号	タブレットコンピューター	データ処理、プログラム実行及びインターネット接続が可能なタブレットコンピューターにつき、携帯用の自動データ処理機械として第8471.30号に分類（通則1（16部注3及び84類注5（A））及び6）。
第 8528.51 号	カラーモニター	DVI コネクター等を有するカラーモニターにつき、自動データ処理システムに専ら又は主として使用するモニターとして第8528.51号に分類（通則1及び6）。
第 8541.29 号	Packaged IGBT device	2つのIGBT チップ、2つのダイオード等を有するデバイスにつき、その他のトランジスターとして第8541.29号に分類（通則1（85類注8）及び6）。
第 8703.33 号	移動住宅車	貨物自動車を経久的に移動住宅車に改造したものに付き、乗用自動車として第8703.33号に分類（通則1及び6）。
第 8705.90 号	自動車	電気溶接装置を備えた、道路と鉄道線路の両方を走行することができる自動車につき、その他の特殊用途自動車として第8705.90号に分類（通則1（17部注4（a））及び6）。
第 8708.99 号	自動車の屋根用の荷物箱	金具により自動車の屋根に取り付けられる荷物箱につき、自動車のその他の付属品として第8708.99号に分類（通則1及び6）。
第 9006.30 号	写真機	X 線装置の内部に取り付けられる写真機（X 線装置とは別に提示）につき、内臓の医学的検診用に特に設計した写真機として第9006.30号に分類（通則1（90類注3）及び6）。
第 9006.91 号	三脚	デジタルカメラ、写真機又はビデオカメラを取り付けることができる、合金製の三本脚のカメラ用支持具につき、写真機に専ら又は主として使用する付属品として第9006.91号に分類（通則1（90類注2（b））及び6）。

## 平成25年上半期 知的財産侵害物品の輸入差止状況

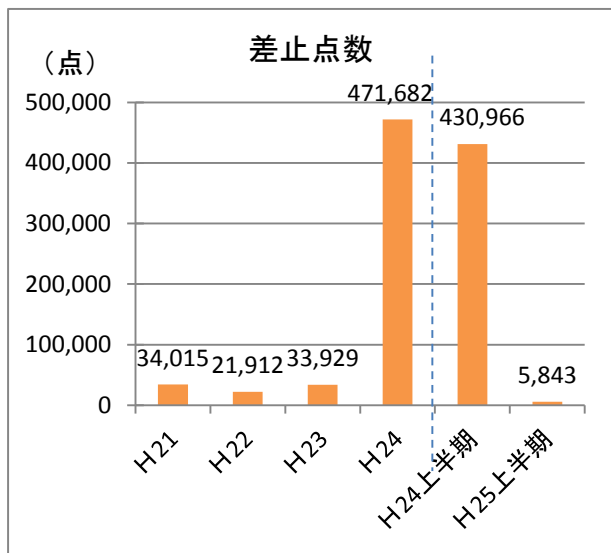
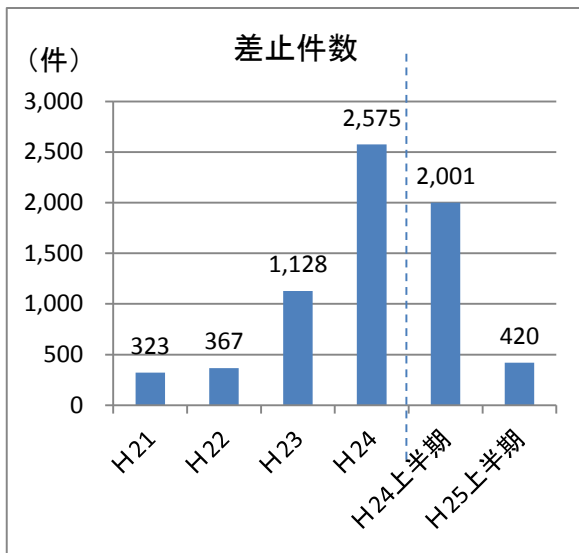
—差止件数、差止点数共に大幅減少！—

### 【概況】

平成25年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は420件であり、前年上半期の2,001件と比較して約21.0%となった。これは、国際郵便物の差止件数が大幅に減少したことが主な要因である。

また、輸入差止点数は5,843点で、前年上半期の430,966点に比較して約1.4%となった。これは、前年上半期は約40万点の商標権侵害物品を差止めた大口事案が特殊な要因であったためであり、併せて、1件当たりの点数が減少している小口化の傾向が見られるためである。

### 横浜税関における輸入差止実績（差止件数・差止点数）



注：「差止件数」は、当関が差止めた知的財産侵害物品に係る輸入申告件数及び国際郵便物の数であり「差止点数」は、当関が差止めた知的財産侵害物品の数である。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	323	367	1,128	2,575	2,001	420	21.0%
	点数	34,015	21,912	33,929	471,682	430,966	5,843	1.4%
全国 実績	件数	21,893	23,233	23,280	26,607	13,978	14,053	100.5%
	点数	1,044,022	630,688	728,234	1,117,592	730,958	321,412	44.0%

差止実績を輸送形態別にみると、件数では国際郵便物が415件で全体の98.8%を占め、一般貨物は5件で1.2%である。点数では国際郵便物が5,600点で全体の95.8%で、一般貨物は243点で4.2%を占めている。

### 【お問い合わせ先】

横浜税関業務部 知的財産調査官  
TEL 045-212-6116 担当 菊池

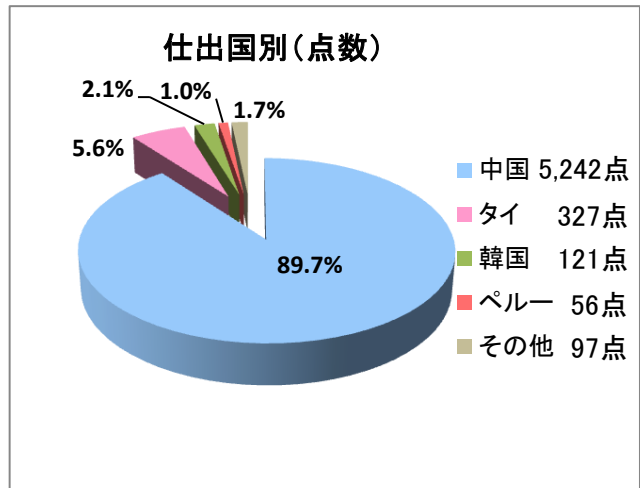
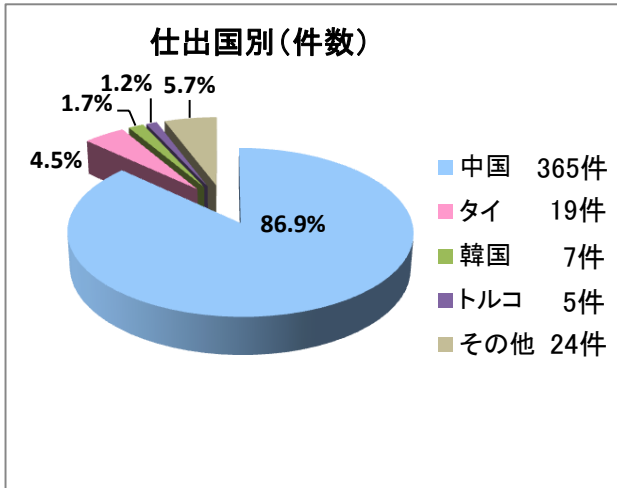
### 【仕出国別差止実績】

仕出国別差止件数は、中国が365件（構成比86.9%）、タイが19件（構成比4.5%）、韓国が7件（構成比1.7%）と続いた。

差止点数でも、中国が5,242点（構成比89.7%）、タイが327点（構成比5.6%）、韓国が121点（構成比2.1%）となっている。

中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、当関においても同様に中国が最も多い状況となっている。

### 仕出国（地域）別差止実績構成比（件数・点数）

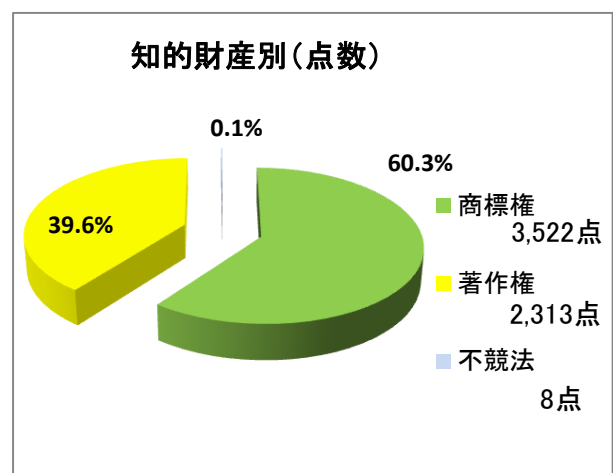
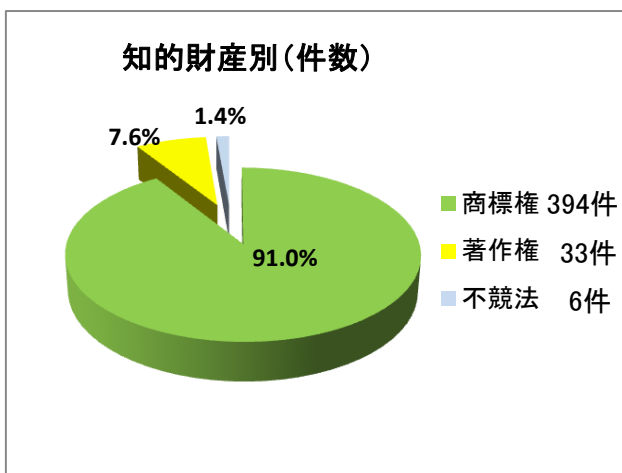


### 【知的財産別差止実績】

知的財産別差止件数は、商標権侵害物品が394件（構成比91.0%）、次いで著作権侵害物品が33件（構成比7.6%）となっている。

差止点数では、商標権侵害物品が3,522点（構成比60.3%）、著作権侵害物品が2,313点（構成比39.6%）となっている。

### 知的財産別差止実績構成比（件数・点数）



注）1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

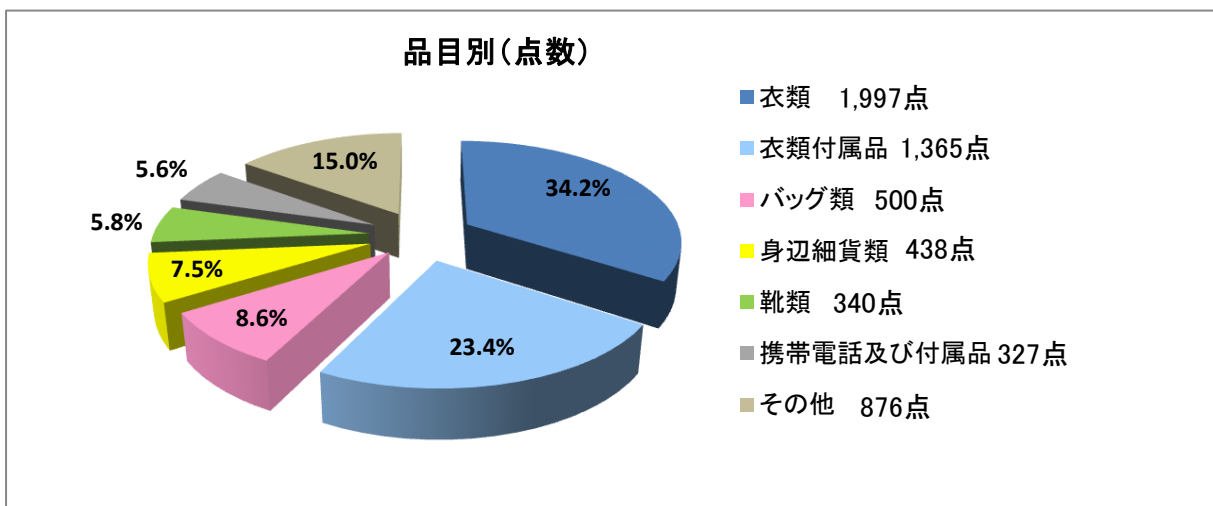
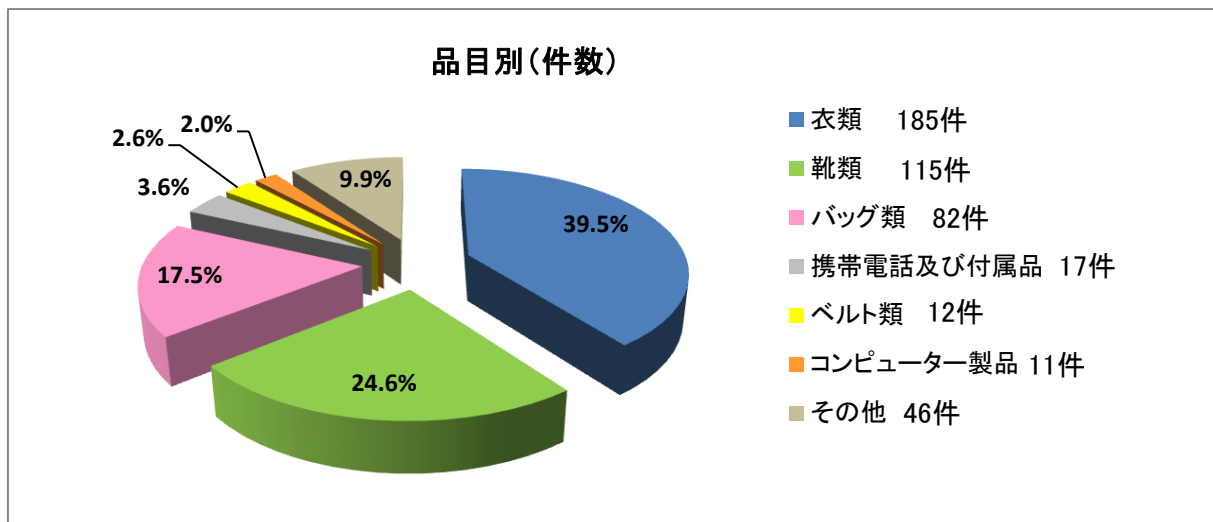


## 【品目別差止実績】

品目別差止件数は衣類が185件（構成比39.5%）、靴類が115件（構成比24.6%）、バッグ類が82件（構成比17.5%）、携帯電話及び付属品が17件（構成比3.6%）となっている。

差止点数では衣類が1,997点（構成比34.2%）、衣類付属品が1,365点（構成比23.4%）、バッグ類が500点（構成比8.6%）、身辺細貨類が438点（構成比7.5%）、靴類が340点（構成比5.8%）、携帯電話及び付属品が327点（構成比5.6%）、その他が876点（構成比15.0%）となっている。

品目別差止実績構成比（件数・点数）



計表 【輸入】差止実績

輸送形態別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	郵便物	311	357	1,115	2,551	1,991	415
	一般貨物	12	10	13	24	10	5
	合計	323	367	1,128	2,575	2,001	420
点数	郵便物	6,374	5,507	10,301	29,376	7,659	5,600
	一般貨物	27,641	16,405	23,628	442,306	423,307	243
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	430,966	5,843

仕出国別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	中国	216	290	1,045	2,518	1,977	365
	タイ	73	29	29	21	6	19
	韓国	1		1	3	1	7
	トルコ	1	20	21	4	3	5
	その他	32	28	32	29	14	24
	合計	323	367	1,128	2,575	2,001	420
点数	中国	7,555	19,755	32,293	451,620	430,279	5,242
	タイ	3,624	1,505	1,397	17,758	34	327
	韓国	22,680		10	1,031	27	121
	ペルー	49	512	97	111	7	56
	その他	107	140	132	1,162	619	97
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	430,966	5,843

知的財産別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	特許権	1	1	1			
	意匠権	2		1	1		
	商標権	279	348	1,105	2,537	1,988	394
	著作権	47	28	46	52	20	33
	育成者権			1			
	不競法				1		6
	合計	323	367	1,128	2,575	2,001	420
点数	特許権	1,750	350	7,190			
	意匠権	1,005		5	125		
	商標権	28,588	19,487	23,484	440,463	430,230	3,522
	著作権	2,672	2,075	1,435	31,094	736	2,313
	育成者権			1,815			
	不競法						8
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	430,966	5,843

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

品目別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	衣類	149	186	333	699	412	185
	靴類	14	60	245	912	809	115
	バッグ類	110	122	307	645	531	82
	携帯電話及び付属品	4	6	13	66	45	17
	ベルト類	15	12	24	57	31	12
	コンピュータ製品		2	15	45	43	11
	身辺細貨類	3	8	12	29	19	6
	帽子類	5	4	6	17	16	6
	キーケース類	9	13	6	46	39	5
	眼鏡類及び付属品	3	3	6	37	19	5
	電気製品		3	23	31	17	5
	その他	83	49	222	220	174	19
	合計	323	367	1,128	2,575	2,001	420
点数	衣類	2,388	1,127	4,685	7,582	3,566	1,997
	衣類付属品	1,005	15,597		115		1,365
	バッグ類	635	434	9,981	25,614	25,147	500
	身辺細貨類	34	123	159	750	470	438
	靴類	51	466	338	2,012	1,612	340
	携帯電話及び付属品	20	201	314	1,101	930	327
	眼鏡類及び付属品		25	10	79	38	216
	ライター及び付属品						160
	帽子類	341	43	24	581	569	134
	電気製品	8	17	154	198	18	73
	ベルト類		17	61	1,753	1,704	63
	その他	29,533	3,862	18,203	431,897	396,912	230
	合計	34,015	21,912	33,929	471,682	430,966	5,843

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

(参考) 【輸出】差止実績

仕向国別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	韓国				2	2	
	アフガニスタン			1			
	フィリピン		1				
点数	韓国				61	61	
	アフガニスタン			2			
	フィリピン		1				

知的財産別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	商標		1	1	2	2	
点数	商標		1	2	61	61	

品目別		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年 上半期	平成25年 上半期
件数	バッグ類		1		2	2	
	キーケース類				1	1	
	時計類			1			
	合計		1	1	2	2	
点数	バッグ類		1		60	60	
	キーケース類				1	1	
	時計類			2			
	合計		1	2	61	61	

注) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。